豊島区居住支援協議会設立総会

日時 平成24年7月3日(火)午前10時00分~11時30分

場所 豊島区本庁舎 3 階第一会議室

議事次第

- 1. 開会
- 2. 準備会会長あいさつ
- 3. 議長及び議事録署名人の選出
- 4. 議事
 - 議案1 豊島区居住支援協議会の設立主旨の説明
 - 議案2 豊島区居住支援協議会会則(案)について
 - 議案3 役員選出(会長、副会長、監事)
 - 議案4 組織構成(部会の設置、事務局の設置)
 - 議案 5 居住支援モデル事業実施概要と募集要項(案)について
- 5. 議長退任
- 6. 閉会

豊島区居住支援協議会会則

to the	第1条 本会は、豊島区居住支援協議会(以下「本会」という。)という。
名称	からターナ 人に、たけなりまれるサンキルトス代代とける単数の7.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.
目的	第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基
	づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人その他
	住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)に対する賃貸
	住宅等の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する
	情報の提供等の支援その他の必要な措置について協議することにより、豊島区におけ
	る福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。
活動	第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
	一 豊島区内の空き家・空き室・空き店舗等の有効活用による住宅確保要配慮者への
	住まい及び居場所の提供の促進に関すること。
	ニ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に
	関すること。
	三 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関
	すること。
	四 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住
	宅市場の環境整備に関すること。
	五 その他目的達成のために必要な事業。
会員	会員名簿による。
	2 前項以外の団体又は個人の入会は、本会において承認するものとする。
役員	第5条 本会には、次の役員を置く。
区员	一 会長 1名
	二 副会長 1名
	三 監事 1名
	2 役員は、会員の互選により選任する。ただし、選任された者が任期途中で役員を
	退任する場合、その任期に係る後任者を速やかに選任するものとする。
	3 会長は本会を代表し、会務を処理する。
	4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
	5 監事は、財産及び会務執行状況を監査する。
	6 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
	7 役員は無報酬とする。
松本	第6条 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年一回、定期総会を開催するほか会
総会	長が必要と認めた場合又は会員の1/3以上の請求があった場合には、その都度臨時
	総会を開催する。
	2 総会は、次の事項を評議決定する。

	一 本会の事業計画及び予算に関すること。					
	二 本会の事業報告及び決算を承認すること。					
	三 本会の会長及び監事を選任すること。					
	四 会則の制定及び改廃に関すること。					
	五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。					
	3 臨時総会の開催は、文書による照会をもってこれに代えることができる。					
	4 総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。					
学日粉 签	第7条 総会は、会員の過半数の出席によって成立し、総会の議事は、出席者の過半					
定足数等	数によって決する。					
	2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって					
	表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において					
	は、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の適用については、					
	出席した会員と見なす。					
	3 前条第3項の規定により臨時総会を開催する場合にあっては、第1項の適用につ					
	いては、「出席」を「回答」と読み替えるものとする。					
部会	第8条 本会は、第3条の事業を実施するにあたり、専門的かつ具体的に協議・検討					
即云	するために、部会を設置することができる。					
	2 部会には、部会長を置く。					
	3 部会長は部会を代表し、会務を処理する。					
	4 部会長は、部会員の互選により選任する。					
	5 部会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。					
経費	第9条 本会の経費は、補助金その他の収入をもってこれに充てるものとする。					
在 有						
会計年度	第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるも					
云可平皮	のとする。					
	2 ただし、平成24年度は、この会則の施行の日から平成25年3月31日までを					
	平成24年度として扱うものとする。					
事務局	第11条 本会の事務局は、豊島区内に置く。					
争伤问	第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。					
その他	寿14末					
秘密の保持	第13条 会員は、本会の事業の実施に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならな					
火を行り八木行	い。また、本会の事業の実施に関して知ることができた個人及び団体情報の漏えい、					
	滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなけれ					
	ばならない。					

(附則)

この会則は、平成24年7月3日から施行する。

豊島区居住支援協議会会員名簿

会員

氏 名	現職
小林 秀樹	千葉大学大学院工学研究科教授
定行 まり子	日本女子大学家政学部住居学科教授
露木 尚文	株式会社 住宅・都市問題研究所代表取締役
小池 武次	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会豊島区支部常任幹事
橋本 士郎	社団法人 東京都建築士事務所協会豊島支部
荻原 武彦	社団法人 全日本不動産協会豊島文京支部支部長
柳田 好史	NPO 法人 としま NPO 推進協議会代表理事
橋爪力	社会福祉法人 豊島区社会福祉協議会地域福祉推進課長
岡部 清治	公益財団法人 としま未来文化財団みらい文化課長
常松 洋介	豊島区保健福祉部福祉総務課長
三沢 智法	豊島区都市整備部住宅課長

オブザーバー

松平 健輔	国土交通省住宅局安心居住推進課課長補佐
渡辺 正信	東京都都市整備局住宅政策推進部企画担当課長

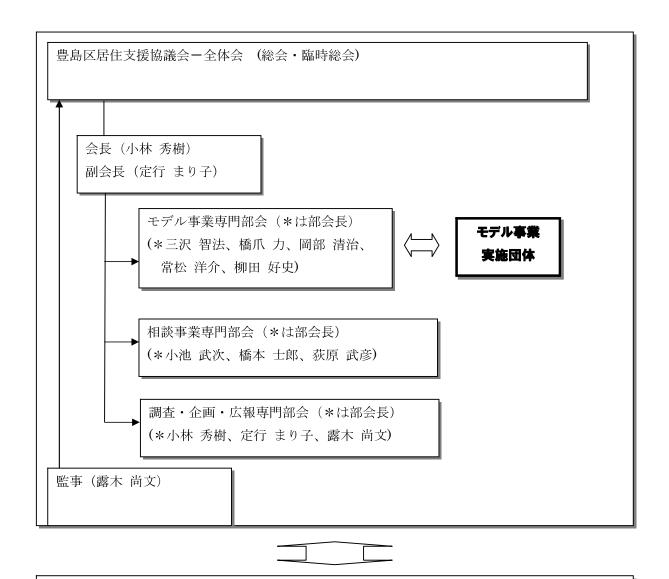
事務局

NPO 法人 としま NPO 推進協議会 (代表理事 柳田 好史)

豊島区居住支援協議会組織構成

□組織構成の考え方

- ・ 豊島区居住支援協議会 全体会 年1回総会、必要に応じ臨時総会を開催
- ・ 代表者として会長と副会長を置く
- ・ 協議会の財産及び会務執行状況を監査するために監事を置く
- ・ 協議会の運営と事業の運営のために事務局を置く
- ・ 事業・役割に基づき専門部会を組織する。



事務局

·会計担当 · 連絡調整担当 · 事業運営担当

平成24年度 豊島区居住支援モデル事業助成金 応 募 要 項

豊島区では、居住場所に困っている方などに対し、空き家・空き室等の活用や民間賃貸住宅等への円滑な入居を推進するための支援活動等を行うグループに、その事業の実施に要する費用を助成します。

初回の募集となる平成24年度居住支援モデル事業の公募内容は以下のとおりです。要件に該当する支援活動等を行うグループは、ぜひご応募ください。

〕助成の目的

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、空き家・空き室 等の活用を図った居住支援の仕組みを広げていくことを目的としています。

|| 助成の概要

1 支援活動の対象要件

① 高齢者支援活動	65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の高齢者のみの世帯
② 障害者支援活動	ひとり暮らしの障害者、または障害者を含む世帯
③ ひとり親家庭支援活動	ひとり親家庭の世帯
④ その他支援活動	上記に類する支援を必要とする世帯

2 支援活動グループの要件

豊島区の地域づくりに関わる活動を計画しているグループで、次のすべての 要件を満たすもの

- ① 豊島区内で事業を実施すること
- ② 活動実績が地域づくり、まちづくりであること
- ③ 役員構成が明らかであること
- ④ グループの存立・運営に係る定款、会則等が会員の総意を反映する手続により整っていること
- ⑤ 毎会計年度の処理が適切になされていること

3 助成対象となる具体的な事業例

上記 II - 1 を対象要件とし、空き家・空き室等の活用や民間賃貸住宅等への 円滑な入居を促進するための以下の事業

- ① 居住支援サービスを提供するための情報提供等
- ② 入居相談から賃貸借契約の支援、入居中・退去にかかるまでの円滑な 入退去を実現するための事業活動
- ③ 連帯保証人の確保が困難な方等に対する入居を円滑にするための事業
- ④ シェアハウス・コレクティブハウスを活用した生活支援など新しい住 まいの提案事業

以下のものについては、助成の対象事業となりません。

- ① 営利を目的とする事業
- ② 居住支援に貢献する活動であることが申請書類等で確認できない事業
- 4 助成対象となる具体的な経費例

事業の実施に直接関わる以下の経費

- ① 事業を実施する応募者の人件費 (事業実施上、必要なアルバイト等の雇上費を含む)
- ② 設備備品費
- ③ 消耗品費
- ④ 旅費・通信費
- ⑤ 事業活動の拠点となる不動産賃借料や設備リース料、光熱水費、調査費
- ⑥ モデル事業選考委員会が必要と認めた経費

※耐震改修・バリアフリー改修等、入居にあたって必要となる改修工事費 につきましては、補助金を別途申請していただきます。

以下のものについては、助成の対象経費になりません。

- ① 飲食代(弁当代、茶菓子代、飲み物代)
- ② 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ③ 個人に帰属する物品、サービス等に係る経費

5 交付申請額と助成期間

助成対象となる経費総額の50%以内かつ上限額は200万円(単年度) 助成期間は最大で2年度とします。なお助成金は単年度ごとに交付します。

6 助成の決定

助成対象事業及び助成予定額は、「豊島区居住支援協議会モデル事業選考委員会」で審査のうえ、決定します。(平成24年10月頃に決定予定)

事業の運営上、助成金を事前に受ける必要がある場合は、事業助成の決定後、申請に基づき助成予定額を交付します。

Ⅲ 申請の手続き

1 提出期限等

① 提出期限 平成24年9月3日(月)まで

② 提 出 先 豊島区 都市整備部 住宅課 住宅施策推進グループ

〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1

TEL 3981-2655 FAX 3981-4196

E — mail A0022901@city. toshima. lg. jp

③ 提出方法 上記提出先に持参、郵送、メールにて提出してください。

2 提出書類

以下の書類については、所定の様式で提出してください。

- ① 豊島区居住支援モデル事業助成金申請書・・・・別紙1
- ② 申請事業活動実施計画書・・・・・・・・別紙2
- ③ 申請事業収支計画書・・・・・・・・ 別紙3

その他添付書類(任意の様式)

- ① グループの定款、会則、規約など
- ② 役員名簿、メンバーの名簿
- ③ 平成23年度の総会資料(事業報告、決算監査報告書等)
- ④ 団体の概要・活動実績

Ⅳ 実績報告の提出と助成金の確定

助成金の交付を受けたグループは、助成対象事業の終了または、助成期間の終了(平成25年3月末)時に速やかに豊島区居住支援協議会の定める様式に基づき、助成金の使途明細、事業実績報告書及び支出が確認できる領収書の写しを提出していただきます。なお、提出いただいた書類は、次年度以降の申請時に審査の参考とすることがあります。

事業実績報告書等の提出を受け、内容を調査し、適正と認めた時は、交付すべき助成金額を確定し、当該グループに通知いたします。交付すべき助成金の額が確定した場合において、その額を超える助成予定額がすでに交付されている時は、助成金の清算手続きをしていただくことになります。

V その他

- 1 申請事業の審査の必要に応じて、グループの代表者にヒアリングを行う 場合があります。
- 2 助成事業の活動に関連するパンフレット等の印刷物に豊島区居住支援協 議会のロゴマークの表示をお願いします。
- 3 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けた時、助成金を他の 用途に使用した時は、助成金の交付決定の一部または全部を取り消し、交 付した助成金の全部若しくは一部を返還していただきます。

〈 問い合わせ先 〉

豊島区 都市整備部 住宅課 住宅施策推進グループ 〒170-8422 豊島区東池袋 1 - 1 8 - 1 TEL 3981-2655 FAX 3981-4196 E-mail A0022901@city.toshima.lg.jp

~ 申請から助成金交付までの流れ ~

- 1 応募申請提出期限・・・平成24年9月3日(月)まで
 - ※ 事前説明会及び個別相談会を8月8日(水)午後6時30分から生活産業プラザ 地下1階展示場にて行います(要事前申し込み)。
 - ※ 質問・相談は随時受け付けます。



2 助成対象事業の審査・・・・・・・9月~10月



- 3 申請団体へ審査結果通知・・・・・・・10月頃
 - ※ 助成対象事業・助成予定額の通知及び申請に基づく助成予定額の交付手続



- 4 助成事業実績報告書の提出・・・平成25年3月末まで
 - ※ 助成対象事業の終了または助成期間の終了



5 申請団体への助成金額確定通知・・・・・4月以降



6 助成金交付及び清算手続き開始・・・・・4月以降

別紙 1

豊島区居住支援モデル事業助成金申請書

年 月 日

豊島区居住支援協議会会長 様

団体名・	代表者名						
申請する事業名							
該当するテーマ (居住支援の主な対象)		□高齢者支援活動 □障害者支援活動 □ひとり親家庭支援活動 □その他支援活動					
		※該当する	る口にレを入れて下る	さい。以下	「同様にお願いします。		
モデル事業で利活用 する空き家・空き室等の 有無		□有り	□なし				
他の助成	金利用の有無	□有り	□なし				
助成希望	安百		事業費(A)		助成希望額(B)	(B)/(A)	
בן וי _{אלונע} ב	or.	1年目		円	円		
		2年目		円	円		
		□単年度助成希望 □複数年度助成希望					
連絡先	担当者氏名						
住所							
	電話・FAX						
	E メールアト゛レス						
受付年月日	1	年 月	日				

申請事業活動実施計画書

事業の目的	(解決したい地域の課題はどのようなことですか)
	(実現したい成果はどのようなことですか)
	(たび7 1017 15 10 40 7 よい 1. 田 よのでよい)
	(なぜそれに取り組みたいと思ったのですか)
事業の概要	(事業の主な対象は誰ですか)
	(どのようなサービスを提供しようしていますか)
	(どのような方法で実現しようと考えていますか)
	(その事業を将来も継続していくためにどのような取り組みを考えていますか)
	(協力関係のある団体等とのネットワークはありますか、どのように広げていきますか)
モデル事業で	^=** # /A=*\
利活用する空き家	◇所在地(住所)
・空き室等の概要 ※決まっていない	◇建物等の大きさ(面積、階数、室数・戸数等)
場合は、予定、 希望内容を書い	◇構造(木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等)
布望内谷を書い てください。	※事業実施場所が決まっている場合は、建物の形状と周辺の状況が分かる図面を貼付して ください。
	\/_CCV'0

事業計画	年	月	予定				
	24 年						
	9F Æ						
	25 年						

メンバー	氏名(ふりがな)	分担する役割・資格等
	以石(かりかる)	カビッの(な引・見信寺
_		
_		
_		
_		
_		
_		

申請事業収支計画書

当初の資金計画								
コルジタ並可囲		項目		詳	細		金額	(円)
	自己	已資金(出資金・借)	入)					
	モラ	デル事業助成金						
	その	D他助成金						
	合言	+						
							•	<u>'</u>
	期間	 : 年 月 日から	 6年	 月 日まで				
初年度の収支計画		項目		詳細	金額	(円)	1	
	収	賃料(転貸)						
	入							
		助成金					_	
		合計						
	1]	
		項目(例)		詳細	金額	(円)	助成金	金(円)
	支	改修工事費						
	出	家賃等						
		人件費						
		旅費・交通費						
		水光熱費						
		通信費						
		消耗品・雑費						
		合計						
		実合計支出額						

2年目の収支計画	期間	: 年 月	日から年	月 日まで	
2年日07城文訂画		項目	詳細	金額 (円)	
	収	賃料(転貸)			
	入				
		助成金		ļ	
		合計			
				T	
		項目(例)	詳細	金額 (円)	内助成金(円)
	支	改修工事費			
	出	家賃等			
		人件費			
		旅費・交通費			
		水光熱費			
		通信費			
		消耗品・雑費			
		△ ≢I.			
		合計			
	11	実合計支出額			

豊島区居住支援モデル事業選考項目

	評価項目		コメント (評価の理由、付帯意見等)			
1.	事業の主旨に合っているか					
	①空き家活用を対象としているか	1. している		2. していない		
	②住宅確保要配慮者を対象としているか	1. している		2. していない		
	③地域の課題を的確に捉えているか	1. 捉えている		2. 捉えていない		
2.	新しい取り組みといえるか	1.いえる		2. いえない		
3.	豊島区民にとってメリットがあるか	1. ある		2. ない		
4.	事業の持続性はあるか					
	①資金面での安定性	1. 十分に安定している	2. 安定している	3. やや不安がある	4. 不十分である	
	②人材の確保	1. 十分に確保されている	2. 確保されている	3. やや不足している	4. 不足している	
	③ネットワーク面	1. 多方面に広がっている	2. 広がっている	3. やや不足している	4. 不十分である	
	④事業継続のための取り組み	1. 検討されている		2. 検討されていない		
5.	事業の発展性はあるか	1.感じられる	2.やや感じられる	3.あまり感じられな い	4.感じられない	
6.	助成希望額は適正か	1.適正である		2.適正ではない		
				修正すべき事項と金額]
				•		
				()円	

[※]選考委員会において、各委員が評価事項を検討した上で意見交換を行い助成対象とするかどうか意見をまとめる。助成対象になった団体に対しても必要に応じ付帯意見を付ける。最終的には居住支援協議会(全体会)での承認を経て助成を決定する。

豊島区居住支援モデル事業選考委員会メンバー

氏名	所属部会名
小林 秀樹	調査・企画・広報専門部会長
定行 まり子	調査•企画•広報専門部会
露木 尚文	調査•企画•広報専門部会
小池 武次	相談事業専門部会長
柳田 好史	モデル事業専門部会
橋爪 力	モデル事業専門部会
常松 洋介	モデル事業専門部会
三沢 智法	モデル事業専門部会長